
広陵町立広陵北小学校水泳指導業務委託

仕様書

令和7年2月

広陵町

広陵町立広陵北小学校水泳指導等業務委託 仕様書

1. 目的

本契約は、広陵町立広陵北小学校(以下「当該校」という。)の体育科における水泳指導等を業務委託することにより、屋内水泳施設を確保し、当該校における効果的で安全な水泳指導に資することを目的として本業務を委託するものである。

2. 対象学校

学校名	所在地	人数
広陵町立広陵北小学校	奈良県北葛城郡広陵町大字弁財天303番地	1学年 42 (4) 2学年 46 (3) 3学年 47 (2) 4学年 50 (4) 5学年 48 (5) 6学年 41 (2) ()内は特別支援学級の生徒数 計 274名

(2025.4.1 予定)

3. 履行場所

受託者が提供する屋内水泳施設(移動時間は片道で 25 分程度とする。ただし、バス等の乗降時間を含む。)

4. 契約期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで。(5 箇年)

契約期間において、本仕様書「5 業務内容」における水泳指導ごとに指導日時、学年の割り振り等について、契約締結後に、当該校と協議の上決定する。

5. 事業内容

小学校学習指導要領(平成 29 年 3 月告示)(以下「学習指導要領」という。)に基づき教員が実施する水泳授業を屋内水泳施設で受託者の指導員により実施するもの。

(1) 実施期間:契約日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(実施日は学校稼業日に限る。)

(2) 授業における水泳指導の実施回数

1単位時間を 50 分とし、以下のとおり実施すること。

普通学級、特別支援学級:年間 5 回

単位時間(2 単位時間×5 回)／学級

※1回の授業は 2 単位時間と前後の休憩時間を含む 120 分程度を実施時間とします。

(3) 移動時間等も含めた実施時間は、8 時 30 分から 15 時 30 分のうち 120 分程度を上限とし、以下の目安のとおり行うこと。

実施時間:120 分程度 (契約締結後、当該校と協議の上決定。)

移動時間:片道 25 分程度(バス等の乗降時間を含む。)

着替時間:授業前後各 10 分程度

授業時間:50 分

(4) 年間当たり、学年単位又はクラス単位での水泳授業指導を基本各学年 5 回×6 学年とし、指導員1人当たりの指導生徒数は 10~15 名程度とする。

(5) 学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖、屋内水泳施設の故障等様々な事由によって水泳指導の実施が不可となった場合については、当該校と受託者で代替日を調整し、年間で各学年 5 回の水泳指導を実施すること。その場合のキャンセル料等は発生しない。当該校と受託者で代替日を調整することができず、規定回数の授業が出来ない場合については、発注者と受託者で協議の上、契約変更できるものとする。

(6) 上記理由により、予定していた水泳指導の実施が不可能となった場合に発生する諸費用は、受託者の負担とする。

(7) 特別支援学級の水泳授業指導は、普通学級の実施日にあわせて行うこと。

(8) 指導の流れ

①指導内容等打ち合わせ

- ・ 契約締結後、当該校と受託者は、移動及び指導に関して事前に十分な打合わせを行うこととする。
- ・ 受託者は学習指導要領に基づいた評価項目を当該校と確認し、教員の評価を支援すること。

②実施

指導員は、教員と連携し、生徒一人ひとりの実態に合ったきめ細かで効果的な指導ができる体制を組み、指導にあたること。

③泳力向上効果

水泳指導を実施することにより得られた生徒の泳力向上の成果について報告書を作成し提出すること。

(9) 水泳授業指導運営にかかる諸費用は、受託者が負担すること。

6. 施設

(1) 場所

水泳授業指導の時間は、指導に必要な場所を一般利用者用と区別して設けること。

(2) プール

衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校衛生基準(平成30年3月告示)第4水泳プールに係る学校環境衛生基準」に準じた水質検査を実施し、その基準を満たすこと。

(3) その他の施設等

①保健施設

体調不良や怪我等の生徒を休ませることができる区切られた場所を確保すること。AEDが緊急時にすぐに使える場所(プールサイド等)に設置されていること。

②更衣室

男女別の更衣施設があること。利用時に一般利用者と区別するなど配慮すること。

③トイレ

プールサイド近くに男女別のトイレ及びトイレ後の衛生面の確保の為のシャワー施設があること。

④空調施設等

更衣室、プール室の気温及び水温は、気候、熱中症対策、生徒の健康に留意した安全な水泳授業指導が実施できる適正温度を保ち、調節が可能であること。

⑤見学者の待機場所

見学者が待機し、見学者用のカリキュラム等が実施できる待機場所を確保すること。

⑥管理体制

施設を安全に利用できるよう、監視員の配置など適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

7. 移動

- (1) 当該業務と別発注予定である水泳授業委託に伴うバス等の移動業務委託の受託者と連携を図り、授業実施に向けて学校と各調整を行うこと。またバス等から施設内へ移動する際、児童の安全に努めること。
- (2) 移動が困難な生徒に対しては、契約締結後、当該校と受託者で協議の上適切な対応を行うこと。

8. その他

(1) 指導方針

- ①学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導に当たること。
- ②指導内容は、「学習指導要領保健体育編」の内容を基本とし、学校の年間指導計画の学習内容を基に、契約締結後、当該校と受託者で協議の上、決定すること。

(2) 責任の所在

指導に当たっては、安全第一とし、事故防止に努めること。事故が起こった場合は、当該

校と協力して事態の収拾を図ること。指導中において、受託者の重過失により事故が発生した場合には、受託者が責任を負うこと。

(3) 報告

業務が完了次第、すみやかに下記の内容を含む完了報告書を提出してください。

- ・受託者は、1回毎の水泳指導実施後に指導に当たった教員・補助員、指導内容、生徒数、生徒の健康の状況等を記録すること。
- ・受託者は、契約締結後、速やかに当該校と受託者で打ち合せの上、スケジュール等を記載した実施計画書等を提出すること。
- ・受託者は生徒の成績評定について教員に資料の提供や助言を適切に実施すること。
- ・受託者は、業務終了後、速やかに事業完了報告書を作成し、提出すること。

(4) 独自提案

本業務を実施するにあたり仕様書に定める業務以外で効果的効率的な提案がある場合は提案してください。加点対象とします。

(5) 評価項目及び審査基準

審査項目及び審査基準については別紙2のとおりとする。(学校水泳授業における民間委託に関するサウンディング型市場調査の参加者は加点対象とする。)

(6) 委託料の支払いについて

年度ごとに年1回払いとする。委託料の支払いは全水泳授業完了後とする。

(7) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者及び発注者の協議により定めるものとする。